

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は19人で定足数に達しております。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において7番 高本君、19番 小西君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中本正人君）日程第2 一般質問 を行います。

順番13、6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）皆さま、おはようございます。

昨日、同僚議員が言っておりました新月は本日の10時54分とのことで、新しいことを始めるに良いとされているスタートのパワーがあるそうです。橋本市がさらなる発展をし、市民の皆さまがより一層幸せになりますよう、平木市長と新月にお願いするのであります。

今年には紀州藩藩主徳川吉宗が8代将軍になられて300年ということで、和歌山市もいろいろな行事を企画されているようです。その紀州藩を紀州流治水工法なるもので米の生産性を大きく増やすことにご尽力された、学文路

村出身の偉人、大畑才蔵が2020年で没300年になるそうですので、いろいろな企画をしていただくことを楽しみにしております。

改めまして、議長のお許しをいただきましたので、3日目トップバッターとして、しっかりと質問をさせていただきます。

私の質問は大きく3項目でございます。

警戒ため池について。

かんがい面積が主に0.5ヘクタール以上の大規模なため池のうち、地震や豪雨による堤防の決壊で下流の人家などに甚大な被害を及ぼすおそれのある警戒ため池が、昨年12月現在、全国に約3,000箇所あり、2011年の東日本大震災では、福島県内のため池が決壊、住民8人が死亡しており、防災対策が急務になっていると読売新聞に載っておりましたが、和歌山県において点検完了が535箇所、詳細調査必要が142箇所となっているが、橋本市内において該当する箇所は何箇所あるのか、調査の進捗状況をお尋ねするため、以下の質問をさせていただきます。

1、橋本市内において0.5ヘクタール以上のため池は何箇所ありますか。

2、そのうち何箇所が警戒ため池になりますか。

3、警戒ため池に指定されたときの当局としての対応はどのようにされていますか。

4、0.5ヘクタール以下のため池は何箇所ありますか。

5、0.5ヘクタール以下のため池調査はどこがされますか。

6、0.5ヘクタール以下のため池は、警戒ため池と呼ばないのですか。

7、市民の方々への情報公開はどのように

される予定ですか。

8、前にも質問させていただきましたが、水利組合との連携はとれていますか。

大きく2番でございます。小学校、中学校のいじめ対策についてでございます。

橋本中学校、学文路中学校、西部中学校が統合し、4月から新しい中学校になりますが、準備は完璧にされていることと思います。必ず子どもたちに良い思い出を残せますように、よろしくお願いを申し上げます。

いつの時代においてもいじめはあるものだと思いますが、いかに早く見つけられるかが大事であると感じます。先生方と生徒が深いきずなで結ばれ、どんなささいなことでも話せる関係を早期に築いていただきたく思い、以下の質問をさせていただきます。

1、過去1年間において、いじめの報告は何件ありましたか。小学校、中学校別にお願ひします。

2、その事例について、うまく解決できたのは何件ですか。小学校、中学校別にお願ひいたします。

3、解決できない場合はどのようにされていますか。

4、ピア・メディエーションというものがあるがどう思われますか。

大きく3番目でございます。空き家対策の進捗状況について。

市内において空き家が増えていく中で、今にも崩れ落ちそうな家を見かけるにあたり、すぐにでも解体していただきたいものである。空き家対策推進に関する特別措置法が施行され、本市としての取り組みをお聞きいたします。

1、本市の調査はされていますか。

2、傾いた空き家に対して解体をしてくださいとの指導は法的に可能ですか。

3、名義人が解体費用のない場合は、近隣

住民が泣き寝入りするのか。

4、今後の取り組みについて。

5、市営住宅の空き家の対策はどうされていくのか。

以上、壇上からの質問はこれで終わらせていただきます。よろしくご答弁のほど、お願いいたします。

○議長（中本正人君）6番 小林君の質問項目1、警戒ため池に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）おはようございます。

警戒ため池についてお答えいたします。

市全体のため池の箇所数は、農業用ため池として把握しているものとして、個人池を含め612箇所です。ただし、個人が所有する100立方メートル程度以下のため池は含んでいません。おただしの市内におけるかんがい面積が0.5ヘクタール以上のため池は、249箇所あります。そのうち新聞に掲載された警戒ため池は、貯水量とかんがい受益面積により区分分けを行い、受益面積2ヘクタール以上・貯水量1,000立方メートル以上で、平成25年から26年度に和歌山県が市内のため池55箇所の調査・点検を行ったところ、25箇所が警戒ため池の対象となったものです。ここでいう警戒ため池とは、緊急整備の優先度が高く、より詳細な点検・調査を要するため池です。

25箇所の警戒ため池のうち、豪雨に対し警戒を要するものが4箇所、地震に対し警戒を要するものが21箇所です。重複して警戒を要するため池はありません。なお、参考ではありますが、今年度本市は、かんがい面積0.5ヘクタール以上2ヘクタール未満で、貯水量1,000立方メートル以上のため池48箇所と、かんがい面積が同条件で、貯水量1,000立方メートル未満のため池42箇所を調査・点検行いま

した。また、和歌山県が調査・点検を行った55箇所以外のかんがい面積2ヘクタール以上のため池についても現地調査が完了しており、結果については精査中です。

次に、警戒ため池に指定された場合の対応についてですが、早期に対策を講ずべきため池であると認識しており、和歌山県のため池改修加速化計画を踏まえ、状態に応じた部分改修や不要ため池の廃止、受益地に見合った貯水制御など、広く防災・減災対策が講じられるよう努めていきます。

次に、かんがい面積0.5ヘクタール以下のため池は、現在本市に363箇所あると認識しています。0.5ヘクタール以下のため池の調査・点検については、原則関係農家（個人）による管理強化をお願いしています。なお、ため池点検により問題があると確認され、市の詳細な調査・点検が必要となれば、警戒ため池と同じ扱いとしています。

次に、市民の方々への情報公開と水利組合との連携についてですが、現在、減災対策として、ため池の決壊時に市民が迅速かつ安全に避難するために、地域住民とワークショップを行い、ため池ハザードマップを共同作成しているところです。どこまで浸水するのか、どこに避難路や避難場所があるのか、緊急時の連絡先はどこかなどを明確に示したマップ資料作成を、水利組合や自主防災組織の皆さまと連携を図りながら取り組んでいます。

ため池の防災・減災は日頃の管理が大切であり、水利組合や地元の受益者の皆さまの日常の維持管理を一層お願いするとともに、県の協力を得ながら効率的な防災・減災対策を計画的に推進してまいります。

○議長（中本正人君）6番 小林君、再質問ありますか。

6番 小林君。

○6番（小林 弘君）部長、ありがとうございます。

います。

そしたら、再質問でございますが、大きな災害をもたらす可能性のある池を計画的に整備する予定はございますか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）以前からそういう懸念を持ちながら検討しておるわけなんです、今年1月29日付で近畿農政局から、「ため池の防災・減災対策を進めるにあたっての考え方について」という、そういう文書連絡がありました。

内容については、防災上重要なため池について、ため池一斉点検の結果を踏まえて、今後5年間をめどとして、できるだけ早く詳細調査をしてくださいということでした。詳細調査は、豪雨に関しては概ね外形的に判断できるのですが、耐震性に関してはボーリング調査とか地質調査が必要になってまいります。

本市では、受益面積0.5ヘクタール以上のため池233箇所については既に一斉点検が完了しています。このうち受益面積5ヘクタール以上のため池については、県が引き続いて詳細調査を行い、ため池改修加速化計画に反映させ、必要に応じて県が事業主体となって整備を行うこととなっております。

また、受益面積5ヘクタール未満、それがかつ0.5ヘクタール以上のため池につきましては、一斉点検の結果を踏まえ、本市が、ため池改修等に関する防災・減災対策のためのため池整備計画書を作成しまして、ソフト・ハードをあわせた事業を計画的に取り組むこととしております。

このことから、今後国のほうから補助金も非常に充実されてこようかというふうな、そういう可能性もありまして、情報をしっかり捉えまして事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ため池整備計画を作成していくというご答弁でございます。橋本市内たくさんのため池がございます、受益者もたくさんいらっしゃる中で、ため池整備の国・県の補助割合というんですかね、危険な箇所は直していかなあかんとは思いますが、水利組合の負担もかなり大きくなっていく、個人の負担も大きくなっていくということで、負担割合というんですかね、そういう割合を教えてくださいませんか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）今後どういうふうに国が支援していただけるかは未定なんですけど、今、現時点での負担割合について報告させていただきます。

まず、受益面積5ヘクタール以上は、県営農業農村整備農村地域防災減災事業としまして、国が55%、県が35%、市及び地元が10%となっております。受益面積5ヘクタール未満は、団体営農業農村整備事業農村地域防災減災事業としまして、中山間地域の場合は、ほとんど本市の場合は中山間地域になるんですけど、国が55%、県が5%、市及び地元が40%となっております。もうこのため池は必要ないよ、廃止しますというそういう事業であれば、国が55%、この場合は県の補助金はありませんが、この場合は、市、地元は45%となっております。

もう一つ、和歌山県の小規模土地改良事業としまして、県が30%、市が40%、地元が30%の負担をいただいて整備しておる、そういう状況でございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。昔は米の生産が多かったもんで、やっぱりたくさん橋本市はため池があるわけでございますけども、ため池の下で住まれる方たくさん

いらっしゃるんでございますけども、浸水区域に避難場所があるところもたくさんあると思いますが、橋本市はそれに対しての認識、処置はどうされるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）以前からご指摘をいただいておりますが、浸水区域内に地域防災計画で指定されている拠点避難場所として、地区公民館であったり、小・中学校の施設が含まれておることは認識しております。また、ご指摘の拠点避難場所は、ある程度の時間、そして、ある程度の期間の避難生活を想定した施設として位置付けられておまして、ため池の堤体が決壊、破壊した場合、河川洪水のように連続的なものではなくて、比較的滞留時間の短い一過性のものであると認識しております。そういうところから、地点別の浸水水位等を十分予測しておいて、いっとき区域外へ避難していただくよう、そういうことを指導させていただいております。

拠点避難場所がため池の破堤したときの浸水区域内にある場合は、ため池ハザードマップで想定される浸水区域から横方向へ、下流とか縦方向に逃げられるとそのまま水を受けてしまいますので、横方向へ避難してくださいと、そういうふうに勧めています。どうしても時間的に余裕がない、気づくのが遅かったという方に関して、余裕のない方については、浸水水位にもよるんですけど、建物のできるだけ上の階へ避難してください、そういうことも有効でありますよということワークショップなんかで説明させていただいております。

以上です。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）部長、申しわけない。8番に水利組合の話をしていただいた、あ

れ、連携というのは、市の担当課と水利組合の長の組織図というのは、先ほどのため池整備計画の中に水利組合の名前も入ってくるということでもよろしいのでしょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）ため池の堤体が破壊したときに、当然ええのはため池を完全強固にして、地震によっても崩れないようにするのが一番ベストなんですけど、大きな池ですと、1池当たり1億5,000万円以上の整備費が要するというふうに言われています。市の負担する状況からしても、なかなか単年で全ての池を改修することができませんので、できればソフト的な事業として、今ハザードマップを作成して、万が一、そういうおそれが可能性として出てくるような状況になれば、まずは避難してくださいって、そういうことを即効性な事業としてお願いしております。

そのハザードマップ作成にあたりワークショップを地元の方と行うんですが、必ず水利組合の方にも出席していただいております。そこでどういう水利組合のメンバーの方がおられるかということも把握していきますし、当然、その後のハザードマップ作成にあたっては、水利組合とは連携をとりながら作成していく、そういう状況になっております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）部長、ありがとうございます。

ちょっともう一つお尋ねしたい。水利組合がおかれている池において、ちょっと危険やなというご相談を受けたり、また、財政的な面のご相談というのは、市に対してあつたりするのでしょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）壇上でも答弁させていただいたように、受益者が2人以上なかったらなかなか難しいんですが、自分のとこ

ろの個人池で、自分のところだけの耕作のために使われておる池というのはなかなか対象になりにくいんですが、受益者が2人以上おられる池に関しましては、いくら小さくても、見た感じ非常に危険やということになれば、警戒ため池と同じような取り扱いをさせていただいております。

その場合、本市で調査する場合もありますし、その結果、水利組合の方と相談させていただいて、修繕になるのか、工事請負費になるのか、ある程度地元の負担もいただきながら予算の範囲内で優先順位を付けて整備させていただいておる、そういう状況であります。これは比較的小さな池なんで、本当に簡易な修繕しかできないんですけど、そういう状況で今は進めさせていただいております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）部長、ありがとうございます。

ため池は、やっぱり火事が起こった場合の水利としても利用していただかんなんもんであるし、残していかんなんもんでもあると思いますので、市としてのしっかりとご協力をお願いしたいとともに、やっぱり、ため池の下には市民の皆さま方の財産と生命がございまして、どうかしっかりとかわっていただきますようによろしくお願いを申し上げまして、一つ目の質問は終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、小学校、中学校のいじめ対策に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）本市におけるいじめの認知件数は、平成26年度小学校で138件、中学校で30件、計168件で、そのうち解決した事案は、小学校で137件、中学校で29件、計166

件であり、現在、解決に向けて指導継続中が2件となっています。

また、平成27年度は、12月末現在の認知件数で、小学校が217件、中学校が15件、計232件で、そのうち解決した事案は、小学校で216件、中学校で14件、計230件で、現在、解決に向けて指導継続中が2件となっています。

平成26年度からの2件を含め4件が、現在、指導継続中となっています。解決に時間がかかっている背景として、当事者児童生徒の間にさまざまな事情が絡みつき、問題が複雑化しています。このような事案については、子どもにかかわる教師たちが、もつれた糸を丁寧にほぐしていくように、じっくり時間をかけて指導に取り組んでいます。

教育委員会は逐一その指導過程の報告を受け、支援・助言にあたっています。また、課題解決に時間がかかる場合や心理的ケアが必要な場合については、被害者児童生徒の心理的安定を図るため、緊急避難的に教育相談センター内の適応教室「憩の部屋」での受け入れ体制を整えています。適応教室を利用し、同時に相談員との面接による心理的ケアを行い、学校復帰に向けた対応が可能となっています。さらに、学校と教育相談センターが定期的に協議しつつ、安心安全に学校生活が送れるよう、担任と子どもがかかわる時間と場所の確保を提供できる体制を整えています。

続いて、ピア・メディエーションは欧米の学校ではかなり前から取り入れられているプログラムで、問題が発生した場合、子どもたちだけで解決するといういじめの解決だけではなく、さまざまな教育効果があるプログラムであると認識しています。児童生徒のさまざまな課題の背景には、質的にも多様化が見られます。それだけに、児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか、定期的にはアセスメントし、適切な

働きかけやかかわりを持つことが重要と考えます。

そこで教育委員会としては、平成28年度から、子どもたちに自分自身や仲間との良好な関係や集団への積極的なかかわりをつくり出していくための必要な資質や能力を身につけさせることができる横浜プログラムを各学校に導入していくことを検討しています。2月には研修会も実施し、市内においても取り組み始めている小・中学校もあります。

このプログラムは、児童生徒の社会的スキルの育成状況を測定する心理尺度「Y-Pアセスメント」を用いて支援検討会を行い、子どもや学級の社会的スキルの育成状況を把握し、必要なスキルを育成する適切な指導プログラムも用意されています。また、ピア・メディエーション（仲間による仲裁）を学ぶ教材もあり、子ども同士のつながりが希薄になっている部分を人間関係の中で学びを体験し、社会的スキルの育成を図っていきたいと考えています。

今後とも、いじめ防止基本方針に示したとおり、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである」という認識のもと、いじめ防止及び早期発見・早期解決に市民総がかりで取り組んでいきます。

○議長（中本正人君）6番 小林君、再質問ありますか。

6番 小林君。

○6番（小林 弘君）教育長、ありがとうございます。

数字を教えてくださいありがとうございます。この数字について、教育長、多いんでしょうか、少ないんでしょうか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）年々、増加しております。といいますのは、私はいじめの件数が減少するほうが問題があると、このように捉

えています。さまざまな子どもたちの課題というのは、常に起こり得るものであり、それがいじめの件数として出てくるのが当たり前ではないかと。どの子にも起こり得ますし、いじめの定義が変わってきておりますので、その子どもが心理的また肉体的に苦痛を感じた場合はもう全ていじめと定義されていますので、件数は年々増加してくるのではないかと思います。そのことが対応に、また反映してきます。

今和歌山県では、平成26年度3,707件のいじめが報告されています。解決されていますのは3,633件と報告されています。解決率が98%、これは全国的に第2位でございます。全国で和歌山県のいじめの解決率は第2位です。

橋本市を考えますと、先ほどお話しさせていただきましたとおり、平成26年度では2件、解決ができていないとお話をさせていただきました。解決率は98.8%です。平成27年度につきましては12月末現在であります。これも2件ですが件数が増えてきていますので、母体が増えてきていますので、解決率は99.1%まで上がってきています。非常に大事にしたいのはこの解決率であると私たちは考えています。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）教育長、ありがとうございます。

私、このいじめの質問をさせていただいたというのは、はるか何十年か前に、いじめを行っている子どもをたまたま見つけたんですね。それを叱って問いただし、そこからええ関係が築け、その後仲良くなって大きくなっていったと。そのことをその親御さんが何十年たっても私に「あのときはお世話になってありがとうございます」と言うわけですね。いじめというのは、そのときに見つけられないと、多分エスカレートしていったんじゃないかと。

いかと。

私の知っている女性の方でお話ししたときには、「同窓会行かれていますか」とお話ししたんですけど、「同窓会なんか行きたくないんですよ」と。それがもう私と同じような年格好の女性の方やけど、それは学校でええ思い出がないんですよと、いじめられたと。そういうことがあるんで、やっぱりこれから中学校も統合されることとございますし、そういうことが起こるのが当たり前なのかもしれませんが、できる限り早く見つけてあげて、解決に導いていってあげるとというのが先生のお仕事なのかなと。一人ひとりが幸せで卒業できることが先生方のお仕事なのかなと思って、ちょっとこのいじめの質問をさせていただきました。

数字に関しては、橋本市においては、解決率が九十何%とかなり高いんでございますけども、いじめというのはかなり根が深いところがございまして、先生の目の届かないところで起こり得るというものであると思います。そのことを踏まえて、四つ目のメディアーションというの、この前テレビで僕、ニュースを見ておって、大阪市の高校でやられているということで、高校生の話やさかい、小・中学校にはちょっと難しいもんではあるんかなと思いつつながら、その高校で早期退学というんですかね、学校をやめていく子どもが劇的に減って効果が出たと。これ、インターネットのほうで調べて、ピア・メディアーションの教育の効果ということで、対立する複数生徒を仲介し、互いに折り合いのつく形に決着をさせると。ピア・メディアーションの技法はいじめの予防に限らず、社会生活の中でも十分に生かせるテクニックであると書いてございます。

小学校高学年でも結構です、中学校でもそうなんですけど、学年で役を持たれておるお子さんがいらっしゃいますけども、そういう

方からの情報提供というのがすごい大事になってくると思います。教育長、ピア・メディエーションがええというわけではないんですけど、先ほど言われておった横浜プログラムですかね。この横浜プログラムというのはどういうものかというのを、ちょっと具体的にお教え願えたらあれなんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）横浜プログラムの中にも、ピア・メディエーションの手法というのを大事にした手法がございます。横浜プログラムは、基本的には、横浜という名前は横浜国立大学の教授の方が作り上げたプログラムであるので横浜プログラムという名称です。子どもたちの発達に即して、例えば、子どもたちが乳児の場合、被受容体験、本当に意味のなく愛されることを体験していない乳児がおるといいますか。それから、幼児前期の場合、我慢体験のない子どもがいる、多くなってきている。そして、幼児後期の場合、群れ合い、群れ合って遊んで、自分たちの社会性を築くことができない子どもたちが出てきている。そういう子どもたちを前にして、個人性と人間性を、そして、集団性を高めていく順番を横浜プログラムで作成されています。その中の手法として、議員、お話しされていますピア・メディエーションの技法というのは非常に大事だよというふうに指摘されています。意味がわかりにくい話になりましたけども。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）教育長、お話の中で、横浜プログラムの中にもピア・メディエーションに近いようなものが含まれておるといのは、やっぱり悪いものではないのかなと、質問させていただいた意義があるのかなと思っております。

教育長、前もちょっとお話しさせてもうた、学校で今、子どもたちはスマホを持たれておると思うんですけども、スマホの機能に中にラインというのがございまして、そのラインの仲間外れいじめとか、そういうスマホを使った中でいじめという報告もその中にはかなりあるんですかね。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）中学校において特に多いです、スマホのラインを使いたいじめ。これがなかなか解決しにくいし、発見しにくい、見つけにくい部分です。そういうことでもありますので、小学校も中学校も含めて最低年一度、全員に情報モラルの学習というのをしています。各学校とも情報モラルについてはもう既に学習しています。やはり、先ほど話させていただいたように、スマホを使いたいじめというのは、解決は非常にしにくい現実があります。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）スマホの解決しにくいという事例というのは、教育長、教えていただくことはできますか。それはちょっと無理ですか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）例えば、個人を中傷するメールが届くと。チェーンメールというんですかね。そういう部分でいうと、発信が誰であるかというのがなかなかつかみにくい。やりにくい。それこそ、愉快犯的ないじめもございまして。そういう意味でスマホというのは、使い方によっては非常に人を傷つけるツールにも変貌しますので、これから先、生きる子どもたちには、しっかりとその部分を教えていく必要性というの、年々増加してくるのではないかなと思っています。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）教育長、ありがとうご

ざいます。

なかなか答えにくいようなあれなんだと思います。ちょっとラインの話はよく聞くんですよ。結局、ラインでみんなでいじめられて、結局、自分の行きたかった中学校をやめざるを得ないようになって、自分が中学校を移ったんだ、そういう話もあります。教育長、橋本市内の小・中学校の子どもたちにおかれましては、幸せな気持ちで卒業できますように、しっかりと先生方も監視していただき、子どもたちの協力を得ながら素早く情報をいただいて、卒業していけますように、どうかこれからもよろしく願いをいたしまして、この問題に関しましては、これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、空き家対策の進捗状況に対する答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）空き家対策の進捗状況についての一点目、本市の空き家調査についてお答えします。

本市では、現在まで市民の方などからの通報や問い合わせなどにに基づき調査をしていますが、市内全域を対象とした調査は実施していません。

しかしながら、本年4月より施行予定である橋本市空き家等対策計画に基づき、平成28年度の1年間をかけ市内全域の空き家及び特定空き家等の所在並びに所有者、建物の状況等の調査を実施します。

次に、二点目の傾いた空き家に対する解体の指導についてお答えします。

平成27年5月に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に基づき、特定空き家等と認定された空き家に対しては、同法第14条第1項に基づき、「除却（解体）、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環

境の保全を図るために必要な措置」をとるよう、助言または指導が可能となりました。

三点目の、名義人が解体費用のない場合は近隣住民が泣き寝入りをするかについてお答えします。

特定空き家等は所有者自らが修繕、解体等を行うことが基本ですが、市による助言または指導、さらに勧告、命令を段階的に行っても従わない場合には、最終的に市による行政代執行が可能となり、所有者にかわって解体できることとなります。なお、執行に要した費用は所有者などに請求することとなります。

四点目の今後の取り組みについてお答えします。

平成28年度より32年度までの5カ年を計画期間とする橋本市空き家等対策計画に基づき、まず調査を実施して実態を把握します。あわせて、空き家等の適切な管理の促進のため、市ホームページや広報等により所有者等に管理の責務を周知し適切な管理を促すほか、必要な情報等の提供に努めます。また、空き家等及びその跡地活用の促進のため、空き家バンク窓口を設置するほか、活用に関する情報提供等に努めます。さらに、特定空き家等の措置の推進のため、所有者等への助言または指導等の措置を講じています。

五点目の市営住宅の空き家の対策についてお答えします。

本市では橋本市営住宅長寿命化計画を作成し、各団地を「個別改善または維持保全により長寿命化を図る団地」と「棟の集約により管理戸数の削減を図る団地」及び「改修の可能性がなく用途廃止を行う団地」に区分し、計画的な維持管理を推進しています。このうち、維持保全等を図る団地での空き家については、予算の範囲内で修繕等を行い募集を推進することで入居者増に努めます。一方、用途廃止を行う団地の空き家については、空き

家となったところから順次除却を実施します。

なお、現存する空き家については、定期的な点検や補修、清掃等を行うことで、安全・防犯・環境面に配慮した適切な管理に努めます。

○議長（中本正人君）6番 小林君、再質問ありますか。

6番 小林君。

○6番（小林 弘君）部長、ありがとうございます。

順を追って再質問させていただきます。

橋本市の空家対策計画を平成28年4月に施行するとのことで、条例の制定の予定はありますか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）本市が今後施行予定をしております空家等の対策計画でございますけれども、この内容で進めるにあたりましては昨年の5月に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法、この法律の中で対応することが可能でございますので、今現在、市のほうでの条例制定というのは考えてございません。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）部長、ありがとうございます。

条例を制定せんでも、空家対策措置法のほうで大丈夫だという認識でよろしいですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）そのとおりでございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）そしたら、次に、平成28年度の1年をかけて、市内全域空き家及び特定空き家等の所在状況等の調査を実施するとの答弁でございましたけれども、本市の調査の件数は把握されていますか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）現状では、これからの調査ということなんですけれども、平成25年でございますけれども、総務省のほうで住宅・土地統計調査が実施されておりまして、その中で、市内には建物として2万2,000あましの住宅があるという結果が出ておりました。この住宅を全て調査ということになりますと、かなりの件数になりますので、現在のところは、例えば水道の使用がないような、そういった住宅などをまず絞りまして、そういったところから調査をしていきたいというふうに考えておりまして、現状ではそういった件数は4,000余りあるのかなということですので、そういったところから調査を進めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）4,000余りあるということですが、その調査の方法はどうされていく予定か、ちょっとお教えてください。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）現在のところですが、まず調査につきましては、現地調査と、それから、所有者の調査ということで二つに分けて行っていききたいなと思っておりますけれども、まず現地調査につきましては、専従の職員を1名配置いたしまして、現地で空き家の構造でありますとか状態、周辺への影響等についてまず調査をするということでございます。所有者等の調査につきましては、これも職員を1名配置いたしまして、税等の情報を利用いたしましたり、あるいは、法令等に基づく証明書の交付等のそういった情報も使いながら、所有者等の調査をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）先ほど答弁で、本年度4月より施行予定であるという、基づき、1年をかけて市内全域の空き家及び特定空き家

等の住所並びに所有者建物の状況を調査しますと。その後、平成28年度より32年度までの5カ年を計画期間とする橋本市空家等対策計画に基づき、まず調査を実施して実態を把握しますというのと、二つ、1年と5年と書いてくれたはんのやけど、この1年と5年というのはどういう形ですれ違うんか、これ、ちょっと教えてください。すいません。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、今後空き家云々につきましては、特に特定空き家というような非常に危険な建物、そういったものに対する対策をしていくわけでございますけれども、実態がちょっと把握できておりませんので、まず最初に1年間で調査をいたしまして、それに基づきまして、その後適切な管理なり、あるいは、活用をしていただけるように、調査と並行して、そういった所有者の方への取り組みを行っていきたいという、その取り組みが一応、調査を含めまして5年間ということでございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）部長、ありがとうございます。

5年をかけてある程度把握をされ、その間にかなり厳しい、傾いた家に対しては指導をしていくということよろしいですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）そのとおりでございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

僕、この質問をさせていただいたんは、実は身近なところでかなり傾いた家が数軒ございまして、担当課の方にも、ちょっと見に行ってくださいよということをお願いしました。その報告というのは、部長のほうへもう入られていますかね。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）都度のところでの報告は受けております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

先般、紀南のほうで県の景観条例ということで行政代執行をされた家もございました。橋本市においても早い段階で指導をされて、解体していかなあかん家が数軒どころの話じゃないんじゃないのかなと思います。今までもう見るからに倒れそうな家の近隣住民の苦情、報告等は、部長に対して何件ほど、今すぐでも解体せなあかんような箇所というんですかね。僕が報告させてもうたところでもまず2軒です。それ以外に部長のお耳に入っているような、今すぐ解体せな、ちょっと地震、軽い揺れたら倒壊するんじゃないかなというような家、橋本市の市内で報告ございませんか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今ここで何軒という数字は持っているわけではございませんけれども、危険な住宅があるということで、私も何軒か現地のほうに見に行かせていただいたことはございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）また、私が報告をさせていただきました空き家の傾いた家、いっぺんまたしっかりと写真でも、課の方に撮ってもらうて見ていただいて、早い対応をしていただきたい。再質問の中で、もう一つ、市による助言または指導や勧告ということですね。先ほどと同じことなんですよ、命令を段階的になされることはわかりましたが、勧告や命令を受けた場合、所有者はどのような不利益、所有者のほうの不利益になるんかというのはちょっとわからへんのやけど、不利益になるか、所有者がどのようにされていくのかとい

うところ、ちょっと教えていただきたいんです。質問ちょっとややこしくて申しわけない。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）そういった建物については、まず市といたしましては適正な管理でありますとか、活用していただくということで情報の提供のほうをさせていただくわけでございますけれども、その中でなかなか進展しないということになりますと、当然助言とか指導というような段に進んでいくわけでございますけれども、まず助言、指導の後に勧告を受けるという段になりますと、その特定空き家なり、また、その敷地が、例えば、税等の特例の適用を受けているというような場合については、勧告によりその特例の適用から除外されるというようなことになります。また、命令の段になりますと、その命令に違反をとということになりますと、50万円以下の科料に処されるというようなこともございます。

また、最終的には市が行政代執行をしていくという場合も考えるわけでございますけれども、そうした場合には、当然かかった費用については所有者の方に請求をしていくと、そういったことになろうかと思えます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

次の質問ですが、土地・建物の所有者が異なる場合、僕の前から報告させてもうておるところもそうなんですけれども、土地は家主が持ってはって、建屋が個人のものということで、特定空き家の場合、管理責任というのはどうなるのか教えてください。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）土地と建物が違う場合でございますけれども、土地は土地の所有者、建物は建物所有者の責任であるというのが基本でございます。例えば、その両方が

違うと、土地と建物の所有が違うところに建物が建っているといったような状況の場合もあるわけでございますけれども、そうした場合につきましては、まず市は初期の段階では、土地、建物の両方の所有者に対しまして助言、それから、指導、勧告を実施していくということになります。その後命令という段になりますと、建物の所有者の方のみが対象になってくると、そういったことになります。これは建物、それから土地につきましても同様でございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

一番の責任は、持たれている方の名義人とは私もそない思います。

次に、橋本市において空き家の除去に対する補助制度はあるんでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）現在のところ、市としての補助制度というのは考えてございません。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）先般の件の景観条例の持ち主の方もお金がないということで、新聞に載っておりました。撤去費用150万円ほどでしたすかね、そんな感じでしたすね。

次、所有者が既に亡くなっていて、相続人自身も相続を認識していない場合が考えられるほか、所有者の中には所有する空き家の管理について悩んでいる方が多くいるかもしれないと思います。所有者のさまざまな悩みに耳を傾ける姿勢が必要ではないでしょうか。見解をお願いします。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）さまざまなご事情があると思います。先ほども私、申しましたすけれども、まず、いきなり市としても指導等ということではなくて、まずは現地を確認

した後に、その家を何とか適正な管理のほうに戻していただく、あるいは活用していただくというようなことが一番でございますので、そういったために必要な情報を提供させていただきたいと思っております。その上で、例えば、県のほうにございます空き家相談センターを紹介させていただいたり、あるいは、空き家バンク等の紹介によって活用するというようなことも含めまして、ご相談に乗るような形で進めたいというふうに思っております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

空き家相談センター、ちょっとお聞きしたい。今、答弁していただいた空き家相談センターというのは、家がある程度しっかりしておいて、現在空き家で、利用できるような空き家ですよということが前提の上の相談センターなのか、それとも、もう今にも崩れそうに住んでいなくて木造で、これ、どないかしてよという相談も全て含めての相談センターということでよろしいんですかね。それは、市の中にあるもんか、僕、勉強不足で知らんのやけど、ちょっと教えてください、すみません。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）これにつきましては、一応空き家等の相談や管理または解体等に関する相談窓口ということで、専門の相談

員がおられて、今申しましたようなことについて相談に乗っていただける、そういった組織でございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）部長、もう一度、申しわけない。相談センターというのはどこにあるものでございますか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）これについては、和歌山市でございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

市のほうでの担当課でのご相談の受け付けもされているということでもよろしいんですかね。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）もちろん市のほうでも窓口を設けまして、そちらのほうでも相談も当然お受けさせていただくというわけでございますけれども、専門的なところになりましたら、こういったセンター等のご紹介もさせていただくということでございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）